

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第90号

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則等の一部を改正する規則

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則等の一部を次のように改正する。

(京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部改正)

第1条 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることがある。

(京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることがある。

(京都市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 京都市ペット霊園の設置等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることがある。

(京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部改正)

第4条 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明書の様式は、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令別記様式に規定する様式によることがある。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)